

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、長岡京市消防団事業の円滑な遂行及び消防力の充実強化を図ることを目的として消防の用に供する準中型自動車の運転免許（以下「準中型免許」という。）を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。この場合において、本補助制度の利用は1回限りとする。

- (1) 平成29年3月12日以降に初めて普通自動車運転免許を取得した団員
- (2) 所属分団長が推薦する団員
- (3) この補助金を受けて準中型免許を取得後、長岡京市消防団に5年以上在職し、消防団活動をすることを誓約する団員
- (4) 市税等の未納のない団員

(補助金対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、教習所において準中型免許取得のために要する入学金、教習料金、教習コース使用料、技能検定料金、受験料金その他市長が認める経費（再受験料等の追加料金を除く。）とする。ただし、他の補助制度により助成を受ける場合は、当該補助金を除いた額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前項に掲げる経費の合計額の3分の2以内とし、上限を10万円とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付申請書（第1号様式）を指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 教習所の教習費用等の見積書
- (2) 普通自動車運転免許証の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、次に掲げる条件を付し、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、前条の通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の遂行)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第9条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金事業計画変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金事業計画変更承認書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 補助事業者は、事業の完了後、次に掲げる書類を添付して、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助事業終了報告書(第5号様式)を事業終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収証等の写し

(2) 取得した準中型免許証の写し

(確定通知)

第11条 市長は、前条の事業終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金確定通知書(第6号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第13条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。
(交付の特例)

第14条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、第12条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、第7条第1項の交付決定通知書の写しを添付して、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金概算交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付取消し等)

第15条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (4) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第14条の規定による補助金の概算交付を受けた場合における、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対してその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第17条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金について、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱第6条の規定により審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 補助見込額：金 _____ 円

2. 補助条件

- (1) 長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) この補助金は、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用してはならないこと。
- (3) 当該事業を実施するために要した経費の収入、支出を記載した整理簿、資料等を備えておき、長岡京市長から資料請求があればこれに応じること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市消防団 第__分団

氏 名

住 所

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知を受けた標記の補助金について、事業計画を変更したいので長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請及び決定年月日 申 請 年 月 日

決 定 年 月 日

2. 変更理由

添付書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更後の収支予算書

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金事業計画変更承認書

年 月 日付けで事業計画変更承認申請を受けた標記の補助金について、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり変更承認をしましたので通知します。

1. 補助見込額 金 円
2. 承認条件

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市消防団 第__分団

氏 名

住 所

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定を受けた長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 準中型免許取得教習費実績額 金 _____ 円

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

3 準中型免許取得日 _____ 年 月 日

4 添付書類

- ・準中型免許証の写し
- ・当該免許取得に係る経費を証明できる領収証等の写し

第6号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金確定通知書

年 月 日で届出のありました長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金について、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱第11条の規定により審査した結果、下記のとおり補助金の確定を決定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

※ 補助金の確定額は、千円未満を切り捨てとします。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市消防団 第__分団
氏 名
住 所

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付請求書

年 月 日付で補助金確定通知のあった長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

長岡京市消防団 第__分団
氏 名
住 所

長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金概算交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた表記補助金について、事業の性質上、事業の実施前に補助金の交付を受けなければ今年度の事業を実施することができないので、長岡京市消防団員準中型免許取得教習費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 概算交付が必要な理由

3 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			